

京都天明大火における大名火消の実態

大邑 潤三*・塚本 章宏**・北原 糸子***

I はじめに

天明8(1788)年正月晦日の暁、鴨川東の団栗の辻子から出た火は、辰巳(南東)の風に煽られて川西に飛び火し、2月2日未明に鎮火するまで京都の中心部を焼き尽くした。後に「天明大火」と呼ばれる京都における史上最大級の火災である。その被害状況は、町代支配町が1,372町、雑色支配町が52町、外20か所、焼失家数36,797軒、竈(世帯)数65,340軒、寺201か所、社37か所、武家屋敷67か所、死者150(一説には1,800余)人としている。また、おおまかな被災地域は、東を鴨川、西を千本通、南を六条、北を鞍馬口通で囲まれた全域と、鴨川沿いの四条通以南五条通辺までと、二条新地から三条通以北の一带となっている¹⁾。

本論では、この京都における最大の大惨事である天明大火の際に出動した大名火消に焦点を当て、その消火活動の実態や彼らの行動原理を明らかにしたい。これまでの京都の大名火消に関する研究は、近年では藤本²⁾によって大和郡山藩の事例が、樋爪³⁾によって膳所藩の事例が検討されている。また丸山⁴⁾によって京都の町家と火消に関する総合的な分析がなされている。そして、本論で対象とする天明大火に関しては安国⁵⁾や下坂⁶⁾などによってその全貌が明らかにされており、とりわけ安国は天明大火における大名火消の対応を分析した結果、延焼中の地域が放置されて二条城への類焼防止を優先する指示がなされたことから、幕府の消防体制は二条城と御所への類焼を防ぐことを優先していたと結論づけている。

上述したように先行研究の多くはあくまでも大名火消の制度の検討に重きが置かれている。そのため、実際の火災事例を対象に、その延焼過程と人の動きとを合わせて、その実態を明らかにした成果は少ない。樋爪⁷⁾が消火活動の実態として正徳3(1713)年の火災や寛延3

(1750)年の二条城炎上の膳所藩の事例について分析しているが、地図上でその動きを追う試みはなされていない。火災は時間の経過とともに被害を拡大させ、その状況は刻々と変化していく。そのため、時系列で火災と人とを重ね合わせた分析が必要であると考え。そこで本論では天明大火時の亀山藩の事例をもとに、火災発生時にいかにして大名火消が現場に駆けつけ、どのように消火活動を行ったかを地図化し、地理的な視点で復原を試みたい。また刻々と変化する火災状況に対して、どのように判断し行動したかを分析する事で、大名火消の災害対応の実態を明らかにする。

なお、京都における大名火消制度は、藤本⁸⁾によると、元禄3(1690)年に畿内近国諸藩で勤める京都火消御番として開始された。その後2度の制度改革を経たのち、禁裏御所方火消を担っていた亀山藩、淀藩、膳所藩、大和郡山藩の4藩が、享保7(1722)年に京都常火消を兼ね京都火消役となり、その制度が確立する。これ以降は4藩が月番で勤め、後に4藩の藩主が江戸詰めの役職についた場合の補充として高槻藩と篠山藩が追加された。京都火消役は2藩ずつが組み合わせられており、他の2藩主が江戸より帰国するのを待って在邑の2藩主が江戸へ参勤した。そして、天明大火時に藩主自らが出馬したのは亀山藩と篠山藩であり、大和郡山藩、淀藩、膳所藩、高槻藩、園部藩は家臣を出動させている。

II 研究対象資料：亀山藩史料「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」

天明大火における亀山藩の動きを記した史料として亀山藩の「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」がある⁹⁾。これは、藩としての出動記録を残すために作成されたものであると考えられる。また天明大火後、同じく京都火消役であった大和郡山藩に対して、火消役を出動させた刻限、防ぎ場所、指図の次第などを認め提出するように幕府が命じており、こうした必要性もあり作成さ

* 佛敎大学大学院文学研究科博士課程

** 立命館大学衣笠総合研究機構

*** 立命館大学グローバル・イノベーション研究機構

れた可能性がある¹⁰⁾。なお、本史料は管見の限り、先行研究の分析において用いられておらず、本分析によって大名火消の詳細な動きが明らかにできる点を強調しておきたい。

本史料では、まず、火災発生の知らせが届いてから、藩主松平信道が金戒光明寺を出るまでの行程が時系列で記録されており、亀山藩の動きを時間と場所から追う事ができる。同じく亀山藩の動きを記録した史料として「天明戊申平安火災実録」¹¹⁾があるが、亀山藩史料とは二条城までの経路が異なっている。そのため、ここでは藩による出動の詳細な記録である「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」を採用する。なお、亀山藩史料には禁裏御所から先の道のりが記録されていないため、「天明戊申平安火災実録」、「天明炎上記」などによって補うこととし、二条城内の活動と被害を『一話一言』から検討する¹²⁾。

Ⅲ 亀山藩の動きと延焼過程の地図化

1 亀山藩の動き

亀山藩の動きを時系列的に整理するため、「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」から時刻と動きの記述を抽出して第1表を作成した。史料の時刻は十二支で記されていたものを現在推定時刻の24時間に引き直し、具体的な時間記録がない場合や暮合頃といった表現については、前後関係から時間を推定した。

そして、第1表の通過地点や通行した通の記載をもとに、行程を地図化した。通行した場所の詳細部分については一部推定した。また禁裏御所到着以後の道のりに関しては亀山藩史料に記述がないため、「天明戊申平安火災実録」や「天明大火記」の記述による。なお二条城に残って消防活動を行った部隊もあったが、ここでは亀山藩主松平信道の動きのみ聖護院に入るまでを地図化した。

2 延焼過程

次に、亀山藩の消火活動と重ねるため、火災の延焼過程を地図上に復原する。復原に用いた史料は「花紅葉都

第1表 京都天明大火における亀山藩の動き

No.	月	日	時刻	現在時刻	場所	動き	備考	
1	正月	晦日	卯	-	6	亀山	2月の京都火消当番のため亀山藩の番頭奥平与三左衛門が亀山を出立	風激し
2			卯	-	6	京都藩邸	注進が京都(亀山藩邸か)を出発(奥平与三左衛門が老ノ坂峠下でこの注進と出会う)	
3			-	-	-	老ノ坂峠	松平信道、老ノ坂峠の井上久膳宅にて休息の後、ほどなく出立	
4			巳	半	10	朱雀村	注進が京都(朱雀村か)を出発(松平信道が沓掛村を通過時にこの注進と出会う)	
5			巳	半	10	朱雀村	奥平与三左衛門からの注進が出発(松平信道が沓掛村を通過時にこの注進と出会う)	
6			巳	半	10	朱雀村	奥平与三左衛門が藩邸に遣わした使者が戻り、屋敷は類焼、土蔵は焼け残り、けが人なしと報告	
7			午	半	12	榎原本陣	廣田庄兵衛宅にて休息・食事	
8			未	半	14	朱雀村	桂川を渡り、朱雀村の権現堂に到着し休息	
9			-	-	(15)	二条城	風が激しく二条城が心配となり、町奉行へ遣わした使者の帰りを待たずに出発するが、南東の風が激しく壬生あたりが既に焼失し千本通が通行不可となっていた。そのため七条通を東へ向かい、大仏(方広寺)門前を北へ、建仁寺町通を三条大橋の川東を北へ、丸太町通りを西へ進み、二条城北御前に到着。西御門より入城し消防活動を行う	東南の風甚し
10			-	-	-	二条城	西御門に退き、南堀端通を東御門へ移動	
11			暮合頃	-	(17)	禁裏御所	禁裏御所が風下となったため、手廻りの人数を連れて二条城を離れる。御池屋敷と三条屋敷の間から千本通を北へ、中立売通を東へ、蛤御門、武家御門と進み、禁裏御所へ到着	禁裏御所が風下となる
12	2月	朔日	丑	-	2	下鴨神社	光格天皇の避難のため供奉を申しつけられ、光格天皇は風輦にて出興し下鴨神社に到着。到着後、信道は百姓家にて休息	
13			寅	-	4	下鴨神社	下鴨神社が風下だったので光格天皇は聖護院へ遷行準備。信道は供奉を申し付けられる	下鴨神社が風下となる
14			寅	半	4	朱雀村	二条城に残っていた奥平与三左衛門が火消人数を引き連れ朱雀村に引き取り休息	
15			卯刻前	-	5	聖護院	光格天皇と共に信道が聖護院に到着するが、風向きが悪いので聖護院付近の家を防火。その後河上主膳宅で休息	風の弁悪し
16			巳刻過	-	11	金戒光明寺	聖護院を仮皇居と決定。信道は金戒光明寺へ移動	
17			午	-	12	金戒光明寺	奥平与三左衛門が金戒光明寺にて二条城での消防活動を信道へ報告	
18			申	-	16	朱雀村	昼過ぎに亀山を出立した応援部隊(足軽30人)が朱雀村に到着	
19			暮合頃	-	(17)	二条城付近	上京付近が未だに鎮火していないと聞き信道が出馬。千本通の早鐘が鳴っていたため二条城付近を見回りが異常なし	
20			亥	半	22	金戒光明寺	信道が金戒光明寺へ帰る	
21			卯	-	6	金戒光明寺	信道が亀山に向け金戒光明寺を出発。途中、仮皇居へ参内しご機嫌伺い	
22	-	-	-	二条城	町奉行と対話中に二条城への出動要請があり、朱雀村の奥平与三左衛門と朔日に到着した亀山からの応援部隊とともに二条城で消防活動を行う			

(亀山藩史料「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」より作成。

なお、時刻で()のついた数字は推定した時刻。)

嘶」¹³⁾である。先行研究において延焼過程を記述する際には、「伊藤（俊）文書」「万民千代乃礎」「古久保家文書」などが用いられてきたが、本分析では、「花紅葉都嘶」から復原を試みた。「花紅葉都嘶」には1刻（2時間）を3等分した上刻・中刻・下刻のレベルで、延焼過程が記録されており、京都全域がどのように焼かれて

いったのかを把握することが可能である。

本史料に記録された延焼過程をまとめたものが第2表である。亀山藩史料と同様に、時刻は、十二支で記されていたものを現在推定時刻の24時間に引き直した。1刻（2時間）を3等分したレベルで、延焼している場所や状況を記載した。正月晦日卯の上刻に出火し、2月朔

第2表 京都天明大火の延焼過程

No.	月	日	時刻	現在時刻	延焼過程	備考
1	正月	晦日	卯 上	5時	団栗辻子から出火し、石垣町川端四条下る2丁目から五条橋通の5町の間	
2			卯 中	5~6時	辰巳の風吹き、寺町永養寺へ飛び火	洛中に火入る初め
3			卯 下	6時	藪の下通りを西へ、仏光寺門跡に移る	高辻より四条の間に焼広がる
4			辰 上	7時	因幡薬師菅大臣社	
5			辰 中	7~8時	六角堂辺	
6			辰 下	8時	堀川辺から壬生の野	
7			巳 上	9時	三条通りまで焼け広がり、五条通中程高倉烏丸の東西を南へ	
8			巳 中	9~10時	中京の三条通の東西諸所焼ける	
9			午 上	11時	東本願寺の御前通門前焼ける	門跡火消役人働くが、この辺の住人が井戸の内へ諸道具を投入したため水がない
10			午 中	11~12時	五条通柳馬場あたりから東の方の御影堂へ	
11			午 下	12時	三条通の西の方諸々焼広がり、そこから神泉苑やその辺の御屋敷へ火が移る	
12			未 上	13時	寺町四条から誓願寺の境内南焼けるが、誓願寺本堂より北は残る	
13			未 中	13~14時	御屋敷方及び此辺諸所へ火移る	
14			未 下	14時	御旅町・木屋町・川原町を四条から北へ焼ける。西の方では辺りの御屋敷へ火移り、日暮通・よしや町の辺を焼き、二条の西野中の在所小家8・9軒を焼く。五条大橋焼る	
15			申 上	15時	本圀寺の北から火が移って南へ焼広がり、西本願寺鼓楼・御門を焼失。東南へ焼広がる	雨降出し、南風激しく、火勢さかんになる
16			申 中	15~16時	新町から千本通を限りにして、西陣を北へ焼広がる	但し千本通までは出ない
17			申 下	16時	出水通七本松通の9寺焼ける 北は紫野今宮御旅まで焼ける	風漸く止み火勢鎮まる。 ここまでで、およそ京都の七歩を焼失
18			酉 上	17時	東南の方へ吹立ち、御所の方が危くなる	西山の方に黒雲、乾の方から大風雨が激しくなり、火勢が強くなる。 この時、御公卿が避難を始める
19			戌 -	19時	築地の北の道正庵辺りから公家御屋敷へ火近付く。この時、五条の大橋東詰の間屋町へ火移り2町ほど焼る	火消大名は手わけして火を防ぐ
20			亥 -	21時	公家屋敷へ火移る。防ぎ方よく持ちこたえる。誓願寺寺中未刻火止まり、亥刻に西より飛火3、4あり暫時に焼失	誓願寺境内風雨凌ぐ避難者に飛火にて怪我人多し
21			子 上	23時	北の方で、鞍馬口へ焼けぬける	
22			子 中	23~0時	東本願寺の裏通り新町の方から御台所へ火移る。本堂、阿弥陀堂、大門焼失す	
23			子 下	23~0時	公家屋敷多く焼失	
24			丑 上	1時	上京寺町の辺りから木屋町を南へ行き、下御霊社・一条革堂などへ火移る	
25			丑 中	1~2時	御所辺残らず焼る	雨止む
26			丑 下	2時	木屋町三条下町松平土佐守殿御屋敷の際にて焼止る	洛中の焼止まり
27			寅 上	3時	洛東頂妙寺新地へ飛び火し、二条新地の町家所々焼け広がる	
28			寅 中・下	3~4時	洛中洛外に充満	
29	卯 -	5時	諸所一面に焼崩れて下火となる	風も少しは静まる		
30	2月	朔日	辰 -	9時	頂妙寺・二条新地を焼きつくし、東は寺院、南は法輪寺の町、北の方にて火止まる	
31		午 -	11~12時	洛中・洛外とも大方消火	土蔵、築地などより焼け出し、所々出火	
32		2日	-	-		流言盛ん
33		3~4日	-	-		土蔵などが焼け出す
34		5~6日	-	-		焰消える

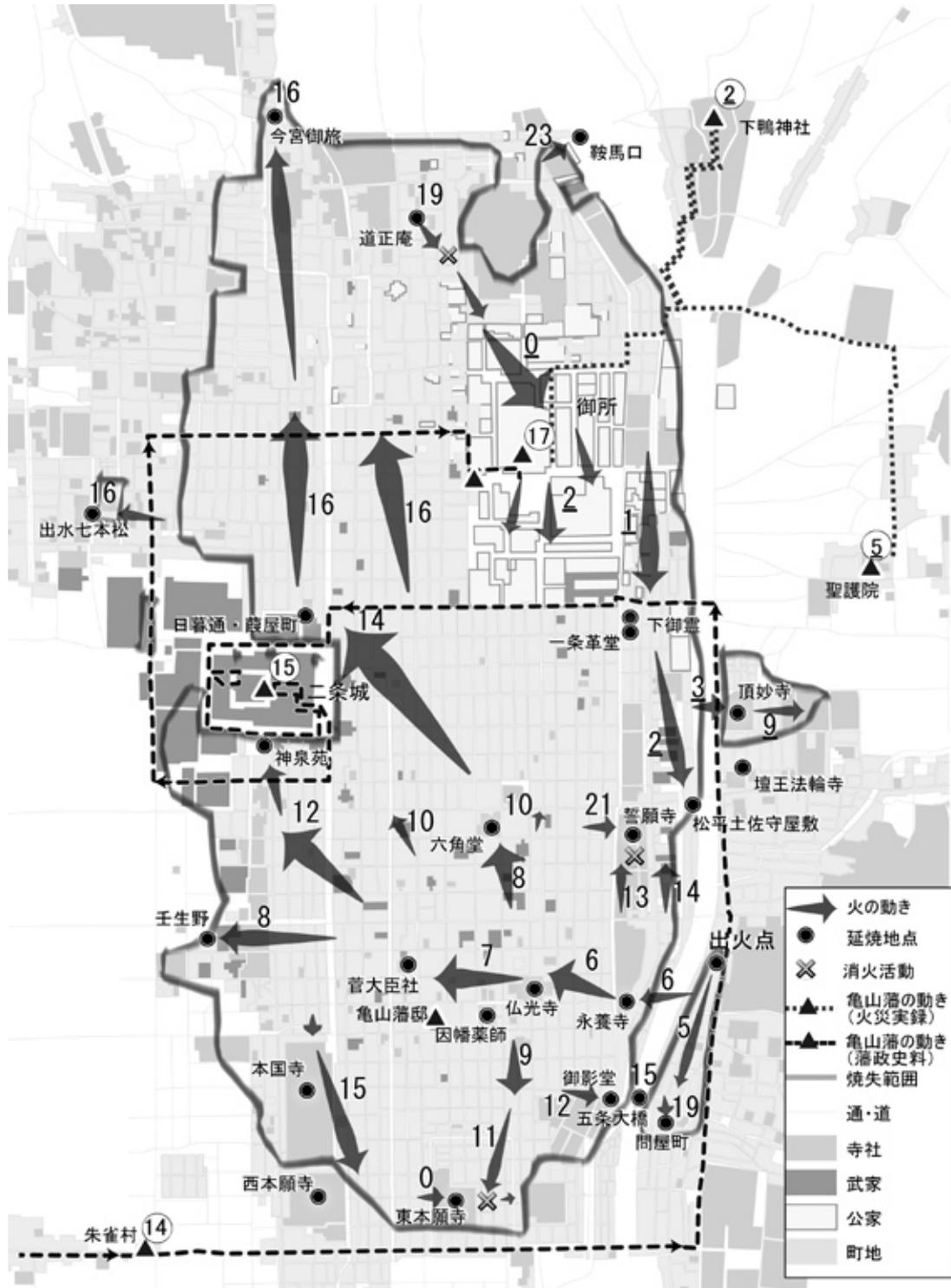
（「花紅葉都嘶」より作成）

日に大方消火されつつも、6日まで火が燻ぶっている様子が窺える。また、正月晦日午下刻の東本願寺では門跡の火消役人が、戌の刻の御所築地では火消大名が、いずれも最終的に火の勢いを止めることはできずに焼失させ

たのであるが、消火活動を行っている様子も記述されている。

3 地図化

亀山藩の動きと火災の延焼過程を時間の経過とともに



第1図 京都天明大火の延焼過程と亀山藩の動き

(亀山藩史料「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」、「天明戊申平安火災実録」、「花紅葉都断」より作成。
なお、図中の数字は史料に記録された時刻を現在に変換したものである)

地図上に復原したものが、第1図である。矢印は火の動きを、数字は時刻（現在時間表記）を示している。なお、下線がついている数字は翌日の2月朔日、丸で囲った数字は亀山藩に関連するものである。この地図から、延焼過程と亀山藩の動きをみしてみる。正月晦日早朝5時に出火点である団栗辻子から石垣町川端四条下る2丁目と五条橋通の5町の間を焼いたのを皮切りに、洛中に飛び火する。火は、8時頃までに四条通・五条通間を西に進み、洛中西端の壬生野までを焼く。次に、北と南に分かれて延焼していく。五条通南側は、15時頃までに七条通までをほぼ焼き尽くしていた。北側は10時頃には三条通に進み、12時に神泉苑、14時には二条城へと到達している。二条城から北上する火は16時頃までに今宮御旅までを焼き、風向きが変わる19時から南東へと進路を取る。禁裏御所は0時頃から火が入り、2時頃には焼き尽くされてしまっている。また、御所を出た火は寺町・木屋町を南へと進み、洛中は松平土佐守屋敷で焼け止まるが、川を越えて二条鴨東新地へと飛び火する。

一方の亀山藩の動きをみしてみる。14時頃に亀山藩は朱雀村に到着しており、二条城へと向かうことになる。火が燃え広がる地域を避けて、七条通を東へ、大仏門前を北上し、丸太町通から二条城に至っている。現在進行形で延焼する街中の消火活動は行われず、被災していない地域を通過して移動していることがわかる。そして、二条城に火が入ったのと、ほぼ同時に到着し、城内での消火活動が行われる。二条城の消火活動が続くなか、禁裏御所に火が近づいてきたため、そちらへ移動を開始する。西陣を北上する火を遣り過ぎて、禁裏御所に到着し、北側から火が迫ってくるなか、夜中までに避難は完了する。

こうした地図上に、延焼過程と亀山藩の動きを復原することによって、二条城や御所のみを対象としている亀山藩の行動原理が確認できる。次章以降では、亀山藩の移動や消火活動について、より詳細に分析を進めていく。

IV 火災の延焼と大名火消

1 亀山藩松平信道の動き

亀山藩松平信道の動きと延焼過程を重ねた第1図と、「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」をもとに、延焼過程とそれに伴う信道一行の動きを分析する¹⁴⁾。その上で、及川家史料（亀山藩大目付）「勤用式」や同「京都火之番諸事覚」で定められた部分と実際の動きを

比較することにした¹⁵⁾。

(1) 火災発生の伝達と出動

天明大火が発生したのは正月晦日であり、この月は篠山藩が京都火消当番であった。翌月2月の当番が亀山藩にあたっていたため、亀山藩の番頭奥平与三左衛門は人数を引連れ、当番前日の正月晦日、卯の刻（6時頃）に亀山を出発していた。出発時に関しては、亀山藩大目付「勤用式」に、非番月の朝6時に古世御門に集まり一番手、二番手に分け、柏原で一度解散したのち朱雀村で再び行列を組むと決められている¹⁶⁾。

山陰道を京都へ向かっていたが、同日卯の刻（6時頃）に京都を出発した注進と、老ノ坂峠の峠下で会うことになる。京都亀山藩邸（松原通新町東入）に詰めていた伴善太夫からの報告によれば、「建仁寺門前どんぐりの辻子の空家から出火して寺町通四条下ルまで延焼し、もはや藩邸近くまで火が迫っているので出馬を待つ」との事であった。また火が迫り火消道具を土蔵から取出すことが難しくなったので、火消道具持参の上で出馬するよう求めている。

これをうけ亀岡藩主松平紀伊守信道の出馬となり、まず老ノ坂峠の地蔵堂守、井上久膳宅で休息している。この井上久膳の存在については藤本¹⁷⁾が言及している。亀山藩では京都への入口にあたる老ノ坂に、扶持をもらい帯刀を許された者を置き、老ノ坂から日常的に京都の情勢を監視し、異変が起きた場合には、城下に注進する役目を担わせていた。ここでは一行の休息場として使われており、そうした役目もあったことが推察できる。

沓掛村に至ると、ここで再び京都を巳の半刻（午前10時頃）に出発した飛脚が到来する。注進によれば、「火災は大火となり二条城にも火が迫る勢いで、藩邸は既に焼失したので伴善太夫父子は朱雀村丹波屋に避難し、そこで信道一行を待つ」としている。また先に出発した奥平からも同所へ書簡が到来した。奥平からの注進によれば、「今朝、峠下を通過中に伴善太夫からの知らせを受け、その後も途中で注進と遭遇し善太夫父子が朱雀村に避難した事を知った。藩邸が心配となったので使者を藩邸に遣わしたが、巳の半刻に使者が帰着し、それによれば最早藩邸は焼失、土蔵は無事、怪我人は無い」との事であった。

第1図から延焼過程を見ると、最初の注進が京都の亀山藩邸を立った午前6時頃には、火は既に鴨川を越え藩邸のすぐ東に迫っている。そのまま午前7時から8時頃

にかけて周辺に燃え広がっているが、特に西方向への延焼は早く、最初の注進が出発した約1時間後には、東から迫った火によって藩邸は焼失したと考えられる。

信道一行は午の半刻（正午頃）榎原本陣にて休息し食事をとっていたが、そこへも続々と注進が到来する。その後、桂川を渡し船によって渡り、朱雀村の権現堂に入ったのは未の半刻（14時頃）であった¹⁸⁾。

朱雀村は山陰道に沿った御土居の手前に位置する村であるが、宝暦10（1760）年の二条城中の火災の際にも亀山藩は朱雀村で待機している¹⁹⁾。天明大火でも、藩邸を焼け出された善太夫父子が朱雀村に避難して待機していることから、朱雀村は洛中に入る手前の場所として、亀山藩の拠点であったと言える。

朱雀村に入ると伴善太夫の息子である伴源左衛門が信道に拝謁し火事の様子などを報告した。町奉行に出馬の届出と詰所の場所をたずねるため、源左衛門を使者に立てたが、火急の事であるので届出・伺いは口上で許されている。二条城で町奉行の池田筑後守長恵に出馬の届出と伺いを申し述べたところ、亀山藩は二条城に向かうよう申し渡された。しかしその頃朱雀村の信道一行は、風が激しく二条城が心配となったため、源左衛門が帰のを待たず二条城へ向かっている。

火消当番の藩は所司代だけでなく町奉行や幕府目付に対しても出動の報告を行い、また城下から出動した場合、部隊は火元の近所に赴き、所司代へ派遣した使者の帰りを待つことになっていた²⁰⁾。天明大火時は新たに所司代に任命されていた松平和泉守乗完がまだに上京しておらず不在であったため、町奉行へ出動報告を行ったと思われる。しかし風向きを読んで使者の帰りを待たずに出動した点は、亀山藩独自の判断であったといえよう。

(2) 二条城での活動

朱雀村から二条城へ向かうことになったが、南東の風が激しく壬生付近はすでに焼失し、千本通は通行困難となっていた。そこで大きく迂回し、七条通を東へ進み、大仏（方広寺）門前を北に、さらに建仁寺付近を通過し三条大橋東を北に進み、丸太町を西に進んで、二条城の北御門に至っている。

先行研究でも指摘されているように、二条城の防火が優先されていた事がこの行動からも判断できる²¹⁾。焼失した建物が道路を塞ぐなどして千本通が通行できない事態にあったと思われるが、急がば回れとばかりに大きく迂回する道を選んでいる。これは確実に二条城へ到着

できる方法を選んだという事だろう。次の行動に移るために道路状況などの情報収集を行っていた事もうかがわれる。また丸太町通を西に進んでいるが、その途中にすぐ北に位置する禁裏御所を気にかけての様子がみられない。重要とされた2ヶ所のうち、火が迫っている方を優先する判断があったためだろう。

二条城の門外で町奉行の池田長恵と面会し防火の旨を相談したところ、大番頭へ届け出るとの事であったので、信道は城外に待機し池田長恵が直々に入城した。その後、大番頭に入城を申請したところ、入城し防火せよとの許可が下りる。この時、鑑札箱が遅れていたため、伴善太夫が番所へその旨報告し、火急の事であるから火消人数を入城させるよう要請した。これをうけ御門番頭の間宮孫四郎は、人数を控えた上での入城を許可している。

非常時であっても幕府の城である二条城に大名が入城する場合には、入城の許可と許可証である「鑑札」が必要であった。鑑札箱とは藩が火消に任命された事を証明する鑑札が入った箱で、求めに応じていつでも提出できるよう携えていたものである²²⁾。この時には鑑札箱が遅れていたが、非常時との理由で人数を控えた上での入城が許されるという柔軟な対応がなされている。

信道一行は二条城西御門から入城したものの、すでに本丸の消火は困難な状態となり、大番頭の永井信濃守直温の屋敷を防ぐべく纏を上げたが、火が燃え移ったのでその場を離れ枳形番所などを防いだ。しかし西御門の下に火が移ったので門の際に退いている。その後、南の堀端通を東御門へ進み再び入城した。城中では池田長恵の指図によって東門を防火、消し止め、また信道の指図によって二ノ丸の境界にある本丸の門を防火・消し止めている。

ここで二条城の消防活動の様子と被害状況を、大田南畝の『一話一言』から復原してみたい。未の刻（14時頃）、二条城に火が迫ったため、町奉行山崎大隅守正祥が指揮していた火消人数を市中から二条城に引き取らせた。この頃、伏見奉行の久留嶋信濃守通祐も人数を連れて二条城に詰めており、町奉行の役宅は既に類焼していたものの城自体は無事であった。申の刻（16時頃）過ぎ頃までは、堀川通が焼けていたため、東御門や辰巳櫓へ火が吹き付けている状況であり、入城していた久留嶋通祐や篠山藩の部隊らが防ぎ止めていた。池田長恵も堀川通で消防活動を行ったので火勢は弱まってきていた。そのうち禁裏御所に火が近づいたため山崎正祥は御所へ

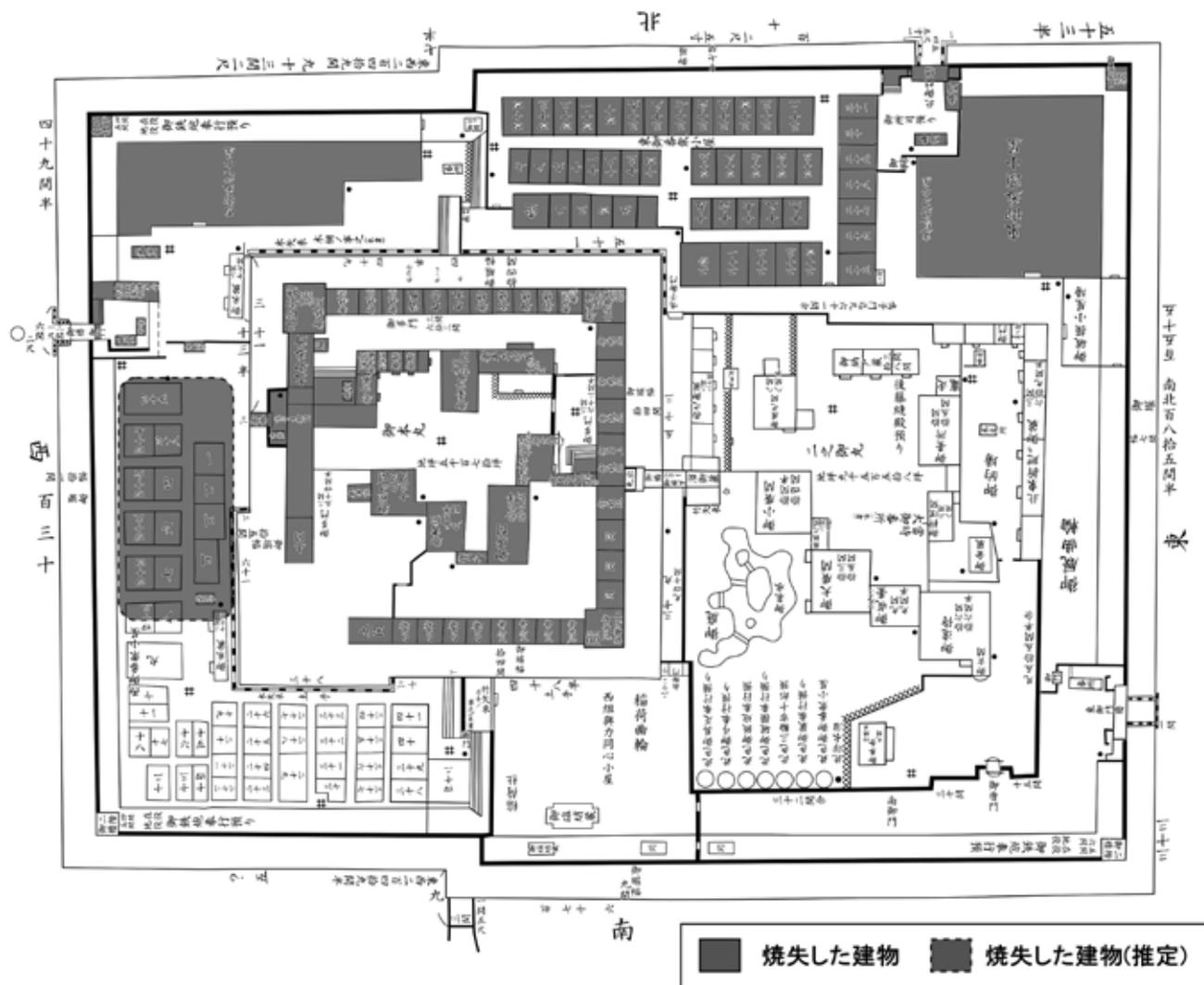
向かい、池田長恵は城内を防いでいたが、火勢が強くなり、先程とは反対の戌亥櫓から火が入り本丸へ燃え移った。篠山藩のほか膳所藩や亀山藩の火消人数も投入して消防活動を行い、その後二の丸へも火が迫ったので防ぎ止めた。最終的に、二条城の火災は子の刻（深夜0時）頃に鎮まった。

二条城の焼失被害を第2図に示した。火が入った北西側に被害が集中しており、北側の被害も著しい。西側に位置する西御番衆小屋は14軒焼失したとあるが、詳しい位置は不明である。なお天守と附天守は寛延3（1750）年に落雷によって焼失しているためこの時点では存在しない。天明大火の42年後、文政13（1830）年に文政京都地震が発生する。この地震により二条城も被災するが、主に城の南側の番衆小屋が倒壊している。天

明大火で焼け残った古い建物群に被害が集中した可能性が考えられる。

（3）禁裏御所からの避難と供奉

その後、禁裏御所が風下となったので、火消人数は二条城内に置いたまま、夕方頃信道は供廻りの数人を召連れ二条城を後にする。御池屋敷と三条屋敷の間から千本通を北に進み、中立売通を東に進み、蛤御門、武家御門を通り禁裏御所へ至っている。築地内に入ると、禁裏附の水原摂津守保明と建部大和守廣般に出動報告を行い、御台所御門を通過して伝奏方と面会した。そこで光格天皇の避難にあたって供奉を務めるよう申し付けられている。公家御門外に控えていた供廻りを南御門に回し、信道は御所内で夜食を食したのち、築地内を通過して南御門から外へ出ている。同様に供奉を申し付けられた伏見奉行の



第2図 京都天明大火における二条城の焼失被害
 (大田南畝の『一話一言』より作成)

久留島通祐と共に控え、明けて2月朔日の丑の刻（2時頃）に光格天皇の鳳輦が出興し下鴨神社へ遷幸した。

「天明戊申平安火災実録」や「天明炎上記」によれば、天皇は子の上刻に巽の隅の穴門から板輿に乗り、石薬師御門を通り、寺町通に出て北に進み、今出川通に出て出町を東へ、現在の葵橋付近で賀茂川を渡り神宮寺の西を北進して下鴨神社に入ったことになっている²³⁾。本来であれば所司代が天皇の安全確保と身辺警護を務めるが、所司代不在のため信道が仮所司代格の四位侍従の仮官となってこれを勤めることになった²⁴⁾。

この頃、二条城付近に延焼した火が禁裏の西側を北に焼け上がり、鞍馬口通まで至っているが、この時点では禁裏御所は無事であった。信道はこの北上する火を見て禁裏御所に駆けつけたと思われる。北側から禁裏御所に火が迫ったのは19時から21時頃であり、御所は深夜午前0時から2時頃に焼失した。信道が到着してから火が迫るまでに少し時間があつたため、夜食を食す余裕もあつたと推定される。なお禁裏御所に入る際にも鑑札が必要であるが、ここでは火消人数を伴わなかったため鑑札が必要なかったのか、鑑札についての記述はみられない²⁵⁾。

下鴨神社到着後、伝奏方の久我大納言、万里小路前大納言に供奉の挨拶などを済ませ、百姓家に入り休息している。亀山藩邸が焼けてしまい供廻りの支度や炊出し、馬飼料などが用意できなくなったので、金戒光明寺へ依頼し握り飯などを得ている。

寅の刻（4時頃）、下鴨神社が風下となったので、聖護院へ遷幸することとなった。前夜同様に供奉を申し渡され、卯の刻（6時）前に聖護院へ到着したが、聖護院付近も風向きが悪いので、信道の指図によって手廻りの人数で聖護院近辺の家の防火、消し止めにあつた。しかし風向きがいよいよ悪くなったため一条院宮へ臨幸の命令が下り、足軽8人に人足を添えて差し出している。信道と永井直温が聖護院の門外を固めていたところ、付近の火気が弱くなったため御所稲荷（御辰稲荷神社か）の社人河上主膳宅で休息、弁当となった。その後、聖護院付近の火が鎮まり、また禁裏も炎上し還御が不可能となったため、聖護院を仮御所とする事となった。信道は藩邸も焼失し家来も疲労していたため、巳の刻（10時）過ぎに金戒光明寺へ引き取り、一泊したのち亀山へ帰る事となった。なお聖護院近辺に焼場があり臭気があつたため、仮皇居を定めるにあたり火葬の中止が公儀

より命じられている。

この頃、禁裏御所を焼いた火はさらに南下し、午前1時から2時の間に、最後に焼け残った御所の南側へ延焼している。この火が二条通付近で鴨川を越えて対岸に飛び火し、午前3時から9時にかけて二条新地付近を焼いている。聖護院に避難した後に信道らによって付近の消防活動が行われているが、この二条新地付近での活動を指したものだろう。ここで二条城や禁裏御所以外の消防活動の記録が初めて出てくるが、これはあくまで天皇の守護が目的である。

二条城で防火にあつていた別働隊の奥平与三左衛門は、朔日早朝まで所々の防火にあたり、寅の半刻（4時頃）に二条城を後にして朱雀村丹波屋に戻り休息をとっている。奥平は午の刻（正午頃）になって金戒光明寺へ参じ、昨日からの二条城内防火の様子と本丸焼失、二ノ丸無事の旨を信道に報告し、再び朱雀村丹波屋へ帰っている。一方、亀山から足軽30人が応援部隊として出立し、申の刻（16時頃）に朱雀村に到着している。その夜、上京付近の火災が未だに鎮まっていないとの知らせを聞き、信道は夕方頃再び出馬して二条城付近を見廻った。しかしこれといった出火場所は見当たらなかったため、亥の半刻（22時頃）に金戒光明寺に帰っている。この出勤もあくまで二条城の防御が目的であったようだ。

翌日2日、火災が収束したため、信道一行は卯の刻（6時頃）に亀山へ向け金戒光明寺を出発した。火消人数を先に朱雀村へ返し、信道は聖護院仮御所に参内して挨拶し、その後町奉行と対話していた。そこへ二条城の火が鎮まっていないとの連絡が入ったため、朱雀村へ使者を出し、奥平与三左衛門などにその旨を伝達した。奥平は再び人数を引連れて二条城に到着し、朔日に到着した亀山からの応援隊とともに火消にあつている。

2 在府の京都火消役の場合 — 大和郡山藩柳沢保光

京都火消役大和郡山藩松平甲斐守保光は天明大火発災時に在府中であつたため、国元の注進によって、京都大火を知ることになる。その経過及び京都火消役として藩主在府中の同藩の対応は、保光の年代記「虚白堂年録」によって知ることができる。以下では、同書によって、在府時の京都火消役大和郡山藩の対応を追うことにする。

(1) 京都大火の知らせ

大和郡山藩江戸藩邸では、2月5日、老中鳥居丹波守忠意から達せられた、京都大火につき明6日総出仕という大目付廻状が到来してはじめて京都大火の事実を知る

ことになった。この廻状に基づいて、6日には藩主柳沢甲斐守保光は登城した。翌7日に国元大和郡山から、大火発生の日2月朔日に出された用状が江戸藩邸に届いた。国元大和郡山においても、京都からの注進を受け、それを江戸に伝えるという段取りであるから、大火の刻々の変化を伝える注進の内容がそのまま伝達されている。2月朔日国元を發した報では、禁裏の天皇、女院は賀茂へ立ち退き、風下の御所は別状なし、未だ京都市中は鎮火せずという内容であった。

7日には再び大目付からの廻状で、禁裏炎上に付き御機嫌伺いとして明8日総出仕、且つ7日から9日までの間、鳴物停止が令達された。幕府への情報は京都火消役を担う大和郡山藩への国元から通報よりも一日ほど速いことがわかる。

さて、7日には、大和郡山藩は、国元から得られた火消出動状況を以下のように幕府へ報告した。

京都ニ差置候家来ヨリ在所へ注進申越候、一番手式番手人数早速差出申候、然処火勢強く相成候段猶又注進申越候二付、三番手人数家老其外家来共在所出立仕候、此段在所ヨリ申越候二付先御届申上候以上

二月 松平甲斐守

一番手、二番手は出動、三番手も国元大和郡山を出て京都へ向かっている旨報告した。

さらに郡山藩壬生の京都屋敷が類焼した旨を老中鳥居丹波守、いまだ在府中の京都所司代松平和泉守乗完に届け出た。

私儀京都火消勤番中火消人数差置候壬生屋敷、去月晦日出火之節不殘類焼仕候旨彼地差置候家来之者ヨリ在所へ申越候段在所ヨリ申越候、私拝領地ニハ無御座候得共火消勤番中人数差置候屋敷之儀ニ御座候二付、右之段御届申候

二月七日 松平甲斐守

なお、この段階では京都所司代松平乗完はいまだ京都へ赴いてはいなかったため、何時京都へ出立するのかを用人に問い合わせたところ、13日に京都着の予定である旨の情報を得た。それに基づいて、所司代管轄下の京都火消役の大和郡山藩としては、京都所司代へまずは報告という手続きをとったことになる。

(2) 大和郡山藩の対応

次いで、2月10日には、国元から火消役出動について、詳細な報告が届いた。御所はいまだ火が掛からずという段階の7日到着の情報から、予すでに御所にも火が入り、天皇、女院などが聖護院宮へ一時避難、その警護に当たった事実の報告である。

それによると、大和郡山藩一番手、二番手の火消人足は禁裏付役水原摂津守保明の指図で、天皇、女院の立退き先聖護院宮を警護していたが、禁裏の文庫蔵を守るよう指示が出たので、その指示に従って防火に努めた。その後、藩役人から願い出て、出火の晩以来の疲れを理由に火消組一番手、二番手は伏見駅へ退却した。しかし、三番手は禁裏付建部大和守廣般配下の指示により、いまだ鎮火不十分の禁裏に暫時留まることになった。その理由は、禁裏の消火を同じく京都火消役の丹波篠山藩へ申し付けたが、6日に京都着とのことであるから、それまでは大和郡山藩が禁裏防火の警護に勤めるようとのことであった。国元の判断により、天皇の立退き先聖護院宮の警護を強化するため、2月2日暁には、家老、番頭、平侍などがさらに出動したことも報告している。

その後、4日、5日頃には一番手は京都に詰め（三条橋東俵屋喜兵衛宅）、二番手は伏見に滞在、家老その他の出動隊は国元へ戻ったことなどを江戸の老中鳥居忠意に届け出た。漸く、丹波篠山藩の青山下野守忠講の火消組が2月8日から禁裏の警護に就くことになり、同日、大和郡山藩はすべての火消組が国元へ戻った。この段階で同藩の京都火消役としてのこの大火の実質的任務を終えたことになる。

最後に、火消組出動の人数、名前、消火に当たった場所などについての報告書作成が求められ、これを以て、天明大火に際しての藩主在府の京都火消役の任務は終了した。「虚白堂年録」には、これ以降、京都大火一件に関する記載は見られない。

V おわりに

以上、天明大火が発生した際の京都火消役であった亀山藩の行動と火災の延焼過程を地図上に復原し、加えてこれまで未発見であった亀山藩史料から、大名火消の実態を詳細に分析した。具体的には、以下の成果が得られた。

- ① 延焼過程と大名火消の動きを地図化することで、

延焼を続け刻々と変化する状況のなかで、大名火消が二条城と禁裏御所に到着し、消火活動を行うことを最優先としていた事実が明確にされた。

- ② 二条城、禁裏御所という2つの拠点を巡る大名火消の動きのみの追跡調査ではあるが、大名火消の動きを史料に基づいて地図化して検討した結果先行研究の成果をより具体的に事例から裏づけることができた。
- ③ 大名にとっての火消役は平時の軍役であり、藩の存廃に関わる要素も含むものである。そのため、亀山藩の場合、刻々と変化する状況を把握し、風向きや延焼状況、道路状況などの情報収集も行い、忠実に任務遂行を行っていることが確認できた。

〔付記〕本研究は、文部科学省グローバル COE プログラム「歴史都市を守る『文化遺産防災学』推進拠点」（代表：大窪健之）の一部である。

注

- 1) 京都市編『京都の歴史 第6巻 伝統の定着』、学芸書林 1973、63～65頁。なお、本書では「古久保家文書」「大鳥家文書」「伊藤（俊）文書」の値が用いられている。
- 2) 藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」、史林 882、2005、34～68頁。
- 3) 樋爪修「江戸時代の京都大名火消——膳所藩を事例として」、近江地方史研究 27、1992、1～20頁。
- 4) 丸山俊明『京都の町家と火消衆——その働き、鬼神のごとし』、昭和堂、2011、481頁。
- 5) 安国良一「天明大火研究序説」日本史研究 412、1996、53～77頁。
- 6) 下坂守「天明の大火——古都に最後の打撃を与えた火難——」（村井康彦編『京の歴史と文化 第6巻 匠——成熟する都——』講談社、1994年、所収）。91～124頁。
- 7) 前掲樋爪論文。
- 8) 前掲藤本論文。
- 9) 亀山藩史料 2・3「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」、亀岡市文化資料館所蔵。
- 10) 前掲藤本論文、55頁。
- 11) 「天明戊申平安火災実録」、岩瀬文庫、西尾市立図書館所蔵。
- 12) 前掲「天明戊申平安火災実録」、「天明炎上記」（『史料京都見聞記』4、法蔵館、1992、430～443頁）。大田南畝『一話一言』（『日本随筆大成』別巻、吉川弘文館、1978、294～317頁）。
- 13) 「花紅葉都嘶」、京都府立総合資料館所蔵。「花紅葉都嘶」に記録された被災人数や家屋数は、他の資料に比べ、大架姿に記録されておりやや信憑性に欠ける点はある。厳密に京都全域の延焼過程を復原するには、様々な史料を統合的に比較検討する必要があるが、本論では、あくまで全体の延焼過程を把握するための参考にとどめておき、延焼過程の精確な復原については、別の機会に行いたい。
- 14) ここでは特に断らない限り前掲の「天明八申年 禁裏御所方炎上御警衛一件」に基づいて動きを追う。
- 15) 及川家資料「（亀山藩大目付）勤用式」「京都火之御番諸事覚」（京都府立総合資料館歴史資料課「史料紹介 及川家史料」『資料館紀要』7、1979、73～136頁）。
- 16) 前掲「（亀山藩大目付）勤用式」。
- 17) 前掲藤本論文 62頁。
- 18) 亀山藩が天明大火時に桂川を渡る際の逸話が『新修亀岡市史 資料編 第2巻』247頁（亀岡市：2002）に記載されている。それによれば、洛中へ急ぐ途中、桂川が増水していたため桂川の農民は舟を出す事をためらった。しかし後にその事で亀山藩が農民を咎め立てすることがなかったため、農民は恩を感じ、以降明治初年まで亀山藩士に限り渡船賃を辞したという。
- 19) 前掲藤本論文 64頁。
- 20) 前掲藤本論文 54頁。
- 21) 前掲安国論文、前掲藤本論文。
- 22) 前掲樋爪論文 10頁。
- 23) 「天明炎上記」では南門を東に向かい日之御門を北へ進んだとあり、出口が異なっている。
- 24) 神澤貞幹『翁草』。
- 25) 信道が禁裏に入る際の逸話が『新修亀岡市史 資料編 第2巻』248頁（亀岡市：2002）に記載されている。それによれば騎馬にて禁裏に赴いたところ、下馬と記した札が建っていた。信道は非常時であるため札を羽織で覆い、騎乗したまま通り抜けた。のちにその判断を賞賛されその下場札を下賜されたという。以来これをきっかけとして、火災が禁裏に近い場合、所司代と禁裏付の武家は、騎馬のまま出入りすることになったとしている。